

実施しています!

見ます・聴きます・話します! 訪問事業

寄居町長 花輪利一郎



3月2日(水)一年中桜に出会える町よりい実行委員会

寄居町で300品種、1万本の桜の植樹を目指し、日々活動されている実行委員会を訪問させていただき、これまでの活動内容や今後の事業展開、また桜を活かした観光振興などについて、さまざまな意見交換をさせていただきました。町といたしましても、協力できることは、積極的に協力させていただき、官民協働のまちづくりを目指していきます。



3月20日(日)金尾区



区の総会終了後にお時間をいただき、区民の皆さまと意見交換を行いました。ふるさと納税や子育て支援策に関することなど、大変参考になるご意見をいただくことができました。当初の予定よりも、多くの時間をとっていただき、今後のまちづくりを行ううえで、大変貴重な時間となりました。

3月22日(火)寄居城北高等学校

昨年10月から実施している当事業で、初めて学校を訪問しました。寄居城北高等学校は、毎年、北條まつりの案内や寄居玉淀水天宮祭のアナウンス、さらに昨年は、出張美術館の案内係など、町の行事に積極的にご協力いただいております。今回は、生徒会や各部から1、2名の方に出席していただき、普段あまり聴くことができない若い世代からの貴重な意見や、町外から通学する生徒からは、外から見た寄居町についてなど、大変参考となるご意見をいただきました。



今後も引き続き「見ます・聴きます・話します! 訪問事業」を継続し、町民の皆さまの“生の声”を聞かせていただき、町政運営に活かしていきたいと考えています。

ご利用ください! 勤労者住宅資金貸付制度

町では勤労者の住宅取得を支援しています。制度の概要は次のとおりです。

- 対象/次の①~⑤の要件をすべて満たす方
①町内に居住しているか、または居住しようとする方
②同一事業所に、2年以上引き続き勤務している方
③20歳以上55歳以下の方
④返済しながら生活に支障のない方
⑤町税を完納している方

資金の用途/利用申込者が、町内に居住するための住宅の新築・増改築・購入(中古住宅・マンションを含む)、借地買取りをするための資金に限ります。

借り入れの手続き/利用者本人もしくはご家族の方が、商工観光企業誘致課へ申請してください。その後、資格決定について通知しますので、通知後3カ月以内にご自身で金融機関(中央労働金庫深谷支店)にて借り入れ手続きをしてください。
*中央労働金庫での審査の結果、ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

貸付の条件

- 貸付金額/1,000万円以内(無担保は500万円以内)
貸付利率/変動金利1.865%(無担保は固定1.90%)
*金利情勢により変更になる場合があります。変更となった場合、借入時点の金利が適用されます。
貸付期間/25年以内(無担保は10年以内)
償還方法/元利均等月賦返済(ボーナス併用返済、繰上償還可)
担保/資金の用途となった対象物件に中央労働金庫の第1位順位の抵当権を設定します。ただし、住宅金融支援機構等の公的機関との併用の場合は第2位順位以下でも可能です(住宅金融支援機構フラット35も取り扱います)。
保証/一般社団法人日本労働者信用基金協会の保証が必要となり、金利とは別に保証料が必要となります。
手数料/取扱金融機関所定の手数料が必要です。



【問い合わせ】 商工観光企業誘致課(☎581・2121内線203)へ。

ご利用ください! 住宅改修資金補助制度

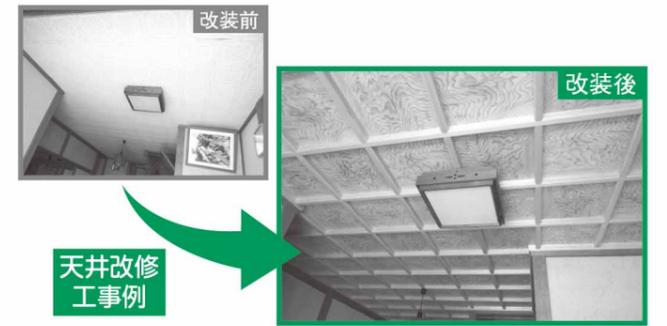
町では、地域経済の活性化を図るため、町民が町内の住宅改修施工業者と契約し居住用住宅の改修を行う際、その費用の一部を補助します。なお、補助制度の申込受付は、平成28年4月18日(月)から開始し、平成28年度分の補助枠がなくなり次第終了となりますので、あらかじめご了承ください。概要については、次のとおりです。

- 対象 過去に同制度を利用していない方で、次の①~④の要件をすべて満たす方
①町内に居住し、町の住民基本台帳に登録されている方
②対象となる住宅を所有し、かつ居住されている方
*やむを得ない理由があるときは、当該住宅に居住する者に代えることができます。
③町税、水道料金、下水道料金、農業集落排水処理施設使用料を滞納していない方
④対象となる改修工事について、町等で実施している要綱等に基づく補助制度と重複する申請をしていない方

- 対象となる住宅 次のいずれかの建築物
①個人住宅(自己の居住用の建築物)
②併用住宅(個人住宅と店舗や事務所等が同一の建築物になっている場合の居住用部分のみ)
③集合住宅(アパート等の所有者の自己居住部分のみ)

主な改修工事例
○屋根や外壁の改修または塗装工事○部屋の防音や断熱工事○手すり設置や段差解消工事○間取りの変更工事○床、内壁、壁紙、天井等の改修○浴室、台所、トイレ等の水回りの改修工事○耐震改修を目的とした工事

対象工事 町内に事業所がある施工業者が行う、工事費が20万円以上(消費税および地方消費税を除く)で平成29年2月



天井改修工事例

末日までに完了する住宅改修工事です。なお、交付決定後30日以内に着工できる工事が対象です。

対象外の工事
住宅の新築や建替え工事、カーテン・畳・じゅうたん、襖・障子・サッシ・建具・給湯器等の単体製品の交換、家具や電気製品の購入費用、公共下水道または農業集落排水処理施設への接続工事、門や塀などの構築物や車庫・物置等の改修は対象となりません。なお、対象工事であっても、補助金交付決定以前に着手した工事は対象となりませんので、工期には十分注意してください。

補助金額
改修工事に要した費用のうち、10%に相当する金額(千円未満は切り捨て)とし、20万円を上限とします。

- 申請に必要な書類
①住民票の写し
②当該住宅にかかる固定資産税の評価証明書
③町税、水道料金、公共下水道使用料および農業集落排水処理施設使用料に関して滞納のないことを証明できる書類
④類似補助制度の申請状況調査同意書
⑤当該住宅の案内図
⑥改修工事箇所の図面
⑦改修工事の見積書の写し(工事費内訳を明示したもの)
⑧改修工事施工前の現場写真

問い合わせ
商工観光企業誘致課(☎581・2121内線202)へ。

ご利用ください! 小規模事業者持続化補助金

小規模事業者持続化補助金とは、小規模事業者が寄居町商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓(創意工夫による売り方やデザイン変更等)に要する事業費の一部を補助するものです。

対象/製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者(会社および個人事業主)であり、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者。卸売業、小売業、サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)に属する事業を主たる事業として営む商工業者については、常時使用する従業員の数が5人以下の事業者
補助金額/販路開拓に要する事業費の3分の2とし、50

万円を上限額とします。ただし、次の①~③のいずれかに該当する場合は、100万円まで上限額が引き上げられます。

- ①雇用を増加させる取り組み
②買い物弱者対策の取り組み
③海外展開の取り組み

申し込み/4月28日(木)までに申請書を作成し、直接寄居町商工会へお申し込みください。

その他/公募要領は、埼玉県商工会連合会のホームページから取得できます。また、複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業も補助の対象となる場合があります。その場合、連携する小規模事業者数によって500万円まで上限額が引き上げられます。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ/寄居町商工会(☎581・2161)へ。